主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人豊秀夫の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張であつて適法な上告理由に当らない。

被告人Bの弁護人太田雍也上告趣意第一点は、判例違反を主張するけれども、所論引用の各判例は、いずれも本件と事案を異にして不適切であり(原審が、その肯認する一審判決認定の事実関係の下で、被告人の所為を横領罪に当るとした判断は正当である)、同第二点は、量刑不当の主張であつて、すべて適法な上告理由に当らない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年三月一四日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官